補助金交付の手順

1　事前相談

申請予定の空家等が、補助対象空家等に該当するか事前にご相談ください。危険空家については現地確認を行います。その後に、申請書など書類のご案内をします。予算に達している場合は、受付できません。

2　補助金交付申請書の提出

添付書類

- 建築物の登記事項証明書（未登記の場合は、評価証明書）
- 申請者の住民票の写し（相続人の場合は、戸籍謄本、相続人関係図、相続人全員の除却同意書）
- 申請者が建築物の所有者以外の場合は、所有者の除却同意書
- 津山市及び申請者住所地の自治体の市税等の滞納がないことを証する書類
- 除却工事の施工場所及び施工内容の明細が記載された見積書
- 現況写真（全体を写した撮影日のあるもの）

3　工事着手

【市】の補助金交付決定通知書の受領後に、工事着手してください。

4　実績報告書の提出

工事完了後に提出してください。

添付書類

- 工事契約書の写し（契約日が補助金交付決定日以後であるもの）
- 工事費の支出に係る証拠書類の写し（施工場所及び施工内容の明細が記載されたもの）
- 除却工事の施工中及び施工後の写真（撮影日のあるもの）
- 建築基準法第１５条第１項の規定による届出の写し（建築物除却届）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１２条の３第１項の産業廃棄物管理票の写し
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１０条第１項の規定による届出の写し（延べ面積が８０㎡以上の建築物に関するもの）

5　補助金請求書の提出

【市】の補助金額確定通知書の受領後に、請求書を提出してください。

6　補助金支払い

【市】から指定口座へ補助金を振り込みます。